

学校危機管理マニュアル

緊急事態の発生に備えた安全対策

1. 日常の安全管理の徹底

- ① 児童への安全教育(防犯教室等)をする。
- ② 学校施設の安全点検と機器の点検(非常ベル等)をする。(毎月1回)
- ③ 教職員による校内巡視体制の確立をはかる。
- ④ 教職員に対する安全管理の指導・研修・訓練を実施する。
- ⑤ 関係者(PTA等)との連携による巡視活動を実施する。
- ⑥ 校内連絡体制の定期確認をする。(年度当初に周知徹底を図る)

2. 校内体制の確立

- ① 教職員の非常時の具体的な役割分担(よく見える所に掲示)を確立する。
- ② 関係諸機関や通報先を職員室等分かり易い所に明示しておく。
- ③ 非常時の避難経路や避難場所を年度当初に確認しておく。
- ④ 非常時の連絡の一つとして、校内放送で教職員だけがわかる暗号を作り周知徹底を図る。
(例 小倉放送です。先生の指示に従ってください。)

3. 校門の管理および学校への来訪者への対応

- ① 立て看板やポスター・貼り紙等で「無断立ち入り禁止」や「用事のある方は職員室へ」等の注意を校門等に明示しておく。
- ② 登下校時以外は校門を閉めておく。
- ③ 来訪者のための入り口や受付の明示をする。
- ④ 来訪者には、必ず用件を聞く。(声かけの励行)
- ⑤ 学校開放の時には、来訪者に名札の着用をお願いする。

不審者侵入があった場合の対応

1. 発見者は的確に判断し、他の職員への連絡をする。 [非常ベル、ホイッスル等により]

＊いずれのケースにおいても、複数で対応し、児童へ近づけないように努める。

2. 非常時の役割分担をもとに、学校全体で対応する。

3. 関係諸機関への通報をする。

- ① 警察、消防(救急車の要請)、教育委員会への連絡
- ② 近隣学校への連絡
- ③ PTA役員、地域の役員、保護者への連絡

4. 児童の安全確保と避難。

- ① 安全確保を最優先にし、状況を見ながら誘導する。
- ② 場合によっては教室、校内で待機させる。

★緊急事態発生時の体制★

[対策本部・役割分担]

本部長 ——— 副本部長 ———
(校長) (教頭)

児童への対応責任者(担任)
保護者への対応責任者(教頭)
教育委員会への対応責任者(校長)
警察・消防署等の関係機関の対応責任者(校長)
報道関係への対応責任者(校長)

—留意事項—

- ① 非常事態時、マスコミ対応窓口の一本化と正確な事実経過の記録を行う。
- ② 非常事態時、すべての児童への心のケア等、事後指導を万全にする。
- ③ 不審者かどうかの判断は、人権面での配慮を怠りなく行う。
- ④ 参観日や運動会など多数の来訪者を前提とした行事の場合、積極的にPTAや地域へ協力要請をし、児童の安全確保を行う。

侵入者等対応チャート図

外来者

学 校

(用事がない)

- ・声かけ
- ・相手と一定距離を保つ
- ・複数で対応

学校から
退出

外来者のチェック

(用事がある)

*安全監 視員
(外来 者記名)

所定の
手続き

用
件

学校から
退出

侵 入
*人権に配慮

素早く他の教職員に知らせる。
危険を察知した時は、ホイッスル
等を使用する

緊急事態発生
[校長(教頭)に報告]

※緊急放送 『小倉放送です』

緊急防犯体制の判断・指示
[校長(教頭)→[全教職員]

A 体制

B 体制

C 体制

凶器等の所持が見受けられる

危険が予想される

特段の危険を予見しない

- ・関係機関への連絡(校長・教頭)
(警察、消防、教育委員会、防犯、地域教育機関等)
- ・児童の安全確保と誘導
- ・人員点呼と身体状況の確認
- ・侵入者と児童の分離(担任)
- ・侵入者対応(教頭、職員室の教職員)
- ・保護者への連絡と引き渡し(原則は担任)
- ・PTAの応援を要請する

- ・児童の安全確保(担任)
- ・状況を見極め、警察へ連絡(校長・教頭)
- ・状況に応じて教職員全員
で対応(校長・教頭の指示)
- ・退出について理解を求め、
校門まで誘導
(職員室の教職員)

- ・管理職生指担当者等で対応
- ・ていねいに対応し、用件を
尋ね、所定の手続きを求め
る
- ・退出について理解を求め、
校門まで誘導

負傷者発生

- ① 応急処置
- ② 病院への搬送
(搬送先のメモを残し、学校から同伴する)
- ③ 保護者に連絡(病院名を知らせる)

C 体 制 解 除

B体制解除